

入契法改正による工事費内訳書の記載事項について

令和 6 年 6 月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）」（以下、「入契法」という。）により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

これに伴い、令和 8 年 10 月 1 日以降に公告する当機構の発注工事の入札時に提出する工事費内訳書の取り扱いについては、以下のとおりとしますので、御対応をお願いします。

1. 工事費内訳明細書記載方法

（1）入札時に提出する内訳書に必ず記載しなければならない事項

各記載項目の詳細については下段の各記載項目説明をご確認ください。

- ① 材料費
- ② 労務費
- ③ 法定福利費
- ④ 建設業退職金共済制度の掛金（建退協掛金）
- ⑤ 安全衛生経費
- ⑥ その他当該公共工事の施工のために必要な経費

2. 対象工事・開始時期等について

（1）対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する工事

（2）開始時期

令和 8 年 10 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う工事案件

（3）注意事項

入札説明書に記載の通り、工事費内訳書に入契法第 12 条に定める記載項目のない入札書は原則無効となりますのでご注意ください。

3. 工事費内訳書 各記載項目説明

（国土交通省「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」より抜粋）

① 材料費及び②労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表1：工事内訳書に記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術者等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

③ 法定福利費

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

④ 建設業退職金共済制度の掛金（建退協掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・ 下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事す

る労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

⑤ 安全衛生経費

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表２：「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容	細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台

					・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板
			交通規制		・交通誘導警備員
			仮囲い		・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート 他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間 接 工 事 費	共 通 仮 設 費	準備費	調査費用		・埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・土石流、洪水等の警報システ	

					ム、異常温度の自動警報装置 (潜函)・ベル、サイレン等警 報装置(ずい道) ・風力計、雨量計、車両系建設 機械のバックセンサー等、沈 下計、傾斜計
		営繕費	倉庫、材料保管等に要す る費用		・火薬庫など
		現場環境改善費			・照明器具、熱中症対策設備
	間 接 工 事 費	現場管理費	疾病・衛生対策費		・健康診断(一般・特殊健診)
			安全訓練研修等に要する 費用		・特別教育、各種資格取得のた めの講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送 り出し教育、新規入場者 教 育、安全協議会、安全大会、 RST、CFT

出典：「安全衛生経費確保ためのガイドブック」(株)建設産業振興センター

注) 現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編